

## 入試前予約型奨学制度 募集要項

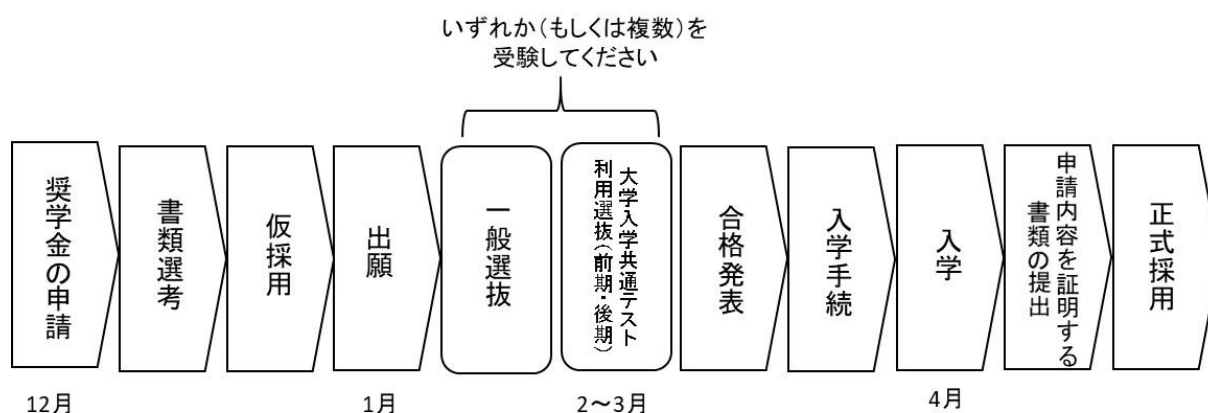
熊本保健科学大学では、本学への入学を強く希望し、医療人を目指す方に入学後の経済支援を行うことを目的として、入試前予約型奨学制度を設けています。この奨学金は、入試前に申請していただき、審査の結果、採用候補者となった方に、入学後の奨学金をお約束するものです。年間授業料の半額相当額を免除することで、経済的負担を軽減し、皆さんの頑張りをサポートします。本学の定める基準を満たせば、4年間給付を受けることも可能です。

本奨学金の受給を希望する方は、この募集要項をよくお読みのうえ、申請の手続きを行ってください。

募集要項及び申請書は、本学ホームページ

([https://www.kumamoto-hsu.ac.jp/admission/expenses\\_scholarship.html](https://www.kumamoto-hsu.ac.jp/admission/expenses_scholarship.html)) からダウンロードできます。

### 〈給付者決定までの流れ〉



### 本制度の特長

**Point 1** 年間授業料の半額相当額を4年間免除（40万円×4年＝160万円）

**Point 2** 入試に出願する前に奨学金の給付を約束

**Point 3** 申請基準に学習成績の状況（旧：評定平均値）の設定がない

## 1 申請資格

本学の出願資格を満たしており、かつ次の(1)(2)のいずれにも該当する者

- (1) 本学への入学を強く希望し、次の入試区分のいずれか(もしくは複数)を受験する者

- 一般選抜
- 大学入学共通テスト利用選抜(前期日程)
- 大学入学共通テスト利用選抜(後期日程)

※出願資格は入学試験要項でご確認ください。

※本学の総合型選抜及び学校推薦型選抜合格者の方は本奨学制度への申請はできません。

- (2) 父母または父母に代わり家計を支える者の「令和5年度所得(課税)証明書」記載の年間収入を合算した金額が以下の者

	給与・年金収入金額 (課税前)	その他、事業所得金額
給与所得者の場合	841万円以下	—
給与所得者以外の場合	—	355万円以下
複数種類の収入・所得がある場合	「7 申請書類についての注意事項/ 3-ア保護者の収入について」を参照	

※所得証明書記載の金額が、申請資格の収入・所得金額を超過していても、転職・退職・廃業等の理由により収入が変動し、申請資格の基準内であると認められる場合は、申請可能です(「7 申請書類についての注意事項/3-ア保護者の収入について」及び「13 入学後に提出する書類について」を参照)。

## 2 給付(減免)額・期間、継続条件

年間授業料の半額(40万円)を、原則4年間給付します。ただし、2年次以降は次の各号の条件をすべて満たすことが継続の条件となります。

- (1) 通算GPAが2.8以上で、進級が認められていること  
なお、休学した場合、休学中の奨学金の給付は行わないこととする
- (2) 懲戒による停学又は訓告を受けていないこと  
また、キャンパス・ルール違反による注意指導を2回以上を受けていないこと
- (3) 所定の期日までに学納金を納入していること

## 3 給付方法

前期学納金のうち、授業料(40万円)を免除します。

## 4 採用候補者数

10名程度

## 5 申請期間・申請方法・提出先

- ◆ 申請期間：令和5年12月1日（金）～令和5年12月14日（木）
- ◆ 申請方法：申請書類を「簡易書留郵便」にて郵送してください（締切日必着）。
- ◆ 提出先：〒861-5598 熊本県熊本市北区和泉町325番地

熊本保健科学大学 入試・広報課 宛

※封筒に「入試前予約型奨学制度申請書在中」と朱書きしてください。

## 6 申請書類（「7 申請書類についての注意事項」を必ず確認してください）

- ① 入試前予約型奨学制度申請書（本学所定様式）
- ② 調査書
- ③ 返信用封筒（長型3号・定形）

### 【注意】

採用候補者（仮採用）となった場合、申請内容を証明する書類を入学後に提出していただきます。

申請書記入にあたっては、「**13 入学後に提出する書類について**」を必ず確認してください。

- ① 父母両方の「令和5年度所得（課税）証明書」

※令和4年（2022年1月1日～2022年12月31日）分収入・所得の記載があるもの

- ② 自宅外通学であることを証明する書類【該当者のみ】
- ③ ひとり親家庭であることを証明する書類【該当者のみ】
- ④ 兄弟姉妹の在学証明書【該当者のみ】

## 7 申請書類についての注意事項

- ① 入試前予約型奨学制度申請書（本学所定様式）

- 申請書は、本学ホームページからダウンロードしてください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 大学記入欄には何も記入しないでください。

### 1. 「申請者に関する情報」欄

- ・はじめに、本学の総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者ではないことを確認のうえ、✓を付けてください（✓を付けられない場合は本奨学制度への申請はできません）。
- ・生年月日について、西暦で記入してください。
- ・出願（予定）入試区分について、該当するものに○を付けてください（複数可）。
- ・出願予定学科（専攻）について、該当するものに○を付けてください（大学入学共通テスト利用選抜（前期日程）においては複数受験可）。

### 2. 「保護者に関する情報」欄

- ・ 父母の氏名（漢字）、年齢（本奨学制度への申請日時点）を記入してください。
- ・ 母子父子家庭の方は、家計を一にしている父母どちらか一方のみ記入してください。
- ・ 父母ともにいない場合、父母に代わって家計を支えている方（1名）を記入してください。

### 3. 「家庭に関する情報」欄

#### ア 保護者の収入について

##### 【金額】

- ・ 父母の「令和5年度所得（課税）証明書（令和4年分収入・所得の記載があるもの）」記載の収入・所得金額を合算し、①～③のうち、該当する番号に○を付けてください。
- 1万円未満は切り上げてください。（所得証明書の見方は巻末を参照）
- なお、必ず所得証明書を取得のうえ、申請手続きを行ってください。

#### 例（主たる家計支持者が父の場合）

##### 父母ともに給与所得者（会社勤務等）の場合

- ⇒ 父の「給与収入」(A) と母の「給与収入」(B) を合算します (C)。
- (C) が 841 万円以下であれば申請可能です。

##### 父は給与所得者以外（自営業等）、母は給与所得者（会社勤務等）の場合

- ⇒ 父の「所得金額」(A) と母の「給与収入」(B) を合算します (C)。
- (C) が 841 万円以下であれば申請可能です。
- ただし、(A) が 355 万円以下であることが条件です。

##### 父は給与所得と給与所得以外の所得があり、母は給与所得者（会社勤務等）の場合

- ⇒ まず、父の「所得金額（給与所得以外の所得）」(A) と「給与収入」(B) を合算します (C)。
- ただし、(A) が 355 万円以下であることが条件です。
- 次に、(C) と母の「給与収入」(D) を合算します (E)。
- (E) の金額が 841 万円以下であれば申請可能です。

- ・ 令和4（2022）年1月から本奨学制度申請日まで転職・退職・廃業等により収入が減少した場合は、以下を参考に年額を算出し、申請基準内であるかを確認してください。なお、いずれの場合も入学後に証明書類の提出が必要となります。

※金額の算出について不明な点があれば、申請前にご相談ください。

給与所得者の場合

証明書類	平均月収の算出方法	年額の算出方法
直近3か月分の 給与明細書	総支給額（支払総額）の 3か月分合計÷3 ※非課税通勤手当（交通費） は総支給額から差し引く	賞与が出る場合は 【3か月分平均】×15 賞与が出ない場合は 【3か月分平均】×12
年収見込証明書 ※勤務先に発行を依頼		申請日時点の収入から推算し た年収の見込額

給与所得者以外の場合

証明書類	月平均額の算出方法	年額の算出方法
直近3か月分の帳簿 （月ごとの「売上総額」 「経費総額」が記載され ているもの）	所得の3か月分合計÷3 ※月ごとの所得は （売上一経費）で算出	月平均額×12

- ・父母がいない場合は、父母に代わって家計を支えている方の「令和5年度所得（課税）証明書（令和4年分収入・所得の記載があるもの）」記載の収入・所得金額とし、①～③のうち、該当する番号に○を付けてください。

【種別】

- ・金額について、①～③のうち、該当する番号に○を付けてください。

イ 兄弟姉妹について

- ・兄弟姉妹がいる場合は、①に○を付けてください。また、そのうち、令和6年4月1日現在、高等教育機関（※）に就学中もしくは入学予定の兄弟姉妹（申請者本人を除く）の人数を記入してください。

（例）大学生の兄と高校生の妹がいる場合 ⇒ 記入する人数は「1人」

- ・兄弟姉妹がいない場合は、②に○を付けてください。

※高等教育機関・・・大学（大学院含む）、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、  
専門職学科、専修学校、高等専門学校

**注：高等学校や中学校は高等教育機関には含まれません。**

ウ 入学後の通学形態について

- ・本学に入学後の通学形態について、①～③のうち、該当する番号に○を付けてください。

※本学の指定する離島地域とは、長崎県または鹿児島県の離島及び沖縄県であり、  
それら地域に所在する高等学校を卒業または卒業見込みの者を指します。

## その他

- 本奨学金の給付を希望する理由を記載してください。
- 日本学生支援機構の給付奨学金について、該当するものに✓を付けてください。

※日本学生支援機構の給付奨学金に採用された方は、入学後、「高等教育の修学支援新制度」の支援を受けることができます。なお、「高等教育の修学支援新制度」と本奨学制度のいずれも採用候補となったとしても、併用することを認めておりません（「12. 本奨学金と他の奨学金との併用について」をご覧ください）。

## ② 調査書

- ・学校長が申請前3か月以内に作成し、厳封されたものとします。
- ・調査書を取得できない場合は成績証明書を提出してください。

## ③ 返信用封筒（長型3号・定形）

- ・選考結果を通知するためのものです。84円切手を貼付し、宛先に申請者本人の郵便番号・住所・氏名を記入してください（本人に確実に届く住所を記入すること）。

## 8 選考方法

申請書類に基づき、審査のうえ、採用候補者を決定します。

## 9 選考結果通知

令和5年12月下旬に、申請者全員に選考結果を郵送で通知します。

## 10 採用候補者が正式採用となるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用されるためには、以下(1)～(5)の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和6(2024)年度一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜(前期日程)、大学入学共通テスト利用選抜(後期日程)のいずれか(もしくは複数)を受験し、いずれかで合格する。
- (2) 入学時納入金(授業料40万円を除く)を納入期限日までに納入するとともに、入学手続書類及び入学誓約書(\*)を本学に送付し、入学手続を完了する。
- (3) 熊本保健科学大学に入学する。
- (4) 入学後、証明書類等の提出を含む所定の手続を行う(詳細は入学後に案内)。
- (5) 申請時の書類の内容に齟齬や虚偽がないことを確認できる。

\*採用候補者となった方のうち、入学試験に合格した方には、合否通知の際に「入学誓約書」をご案内します。入学手続書類と一緒に提出してください。なお、入学手続書類提出後に入学を辞退する場合は、令和6年3月31日(日)午後5時までに本学入試・広報課へ必ずご連絡ください。

## 11 申請にあたっての注意事項

- ・ 本奨学制度の申請・選考は、入学試験の得点や合否に一切影響しません。
- ・ 他大学との併願は可能です。
- ・ 複数の入試制度・学科（専攻）を併願することは可能です。ただし、一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜（前期日程）・大学入学共通テスト利用選抜（後期日程）で合格した学科（専攻）への入学が本奨学金を受給するための条件です。これらの入試制度以外で合格および入学手続を完了した場合、採用候補者であっても本奨学金を受給することはできません。
- ・ 本学の総合型選抜及び学校推薦型選抜合格者の方は本奨学制度への申請はできません。
- ・ 採用候補者が本奨学金を受給できるのは、令和6年度一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜（前期日程）・大学入学共通テスト利用選抜（後期日程）のいずれかに合格し、令和6年4月に入学した場合に限ります。
- ・ 申請書・所得証明書等に記載されている個人情報、奨学金業務に限定して使用し、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ・ 提出された申請書・所得証明書等はどのような事情があっても返却いたしません。
- ・ 選考結果に関する問合せには一切応じません。
- ・ 申請内容を証明する書類等は、入学後に提出していただきます。万が一、申請内容及び提出書類に齟齬や虚偽があった場合、奨学金の受給資格が取り消しとなるとともに、免除した授業料(40万円)を納入していただくこととなりますので、ご注意ください。

## 12 本奨学金と他の奨学金との併用について

- ・ 他の給付型奨学金との併用は不可とします。日本学生支援機構奨学金（貸与）との併用は可能です。

### ※「高等教育の修学支援新制度」について

「高等教育の修学支援新制度」は、①給付奨学金の支給②授業料等の減免の2つの支援が行われるものです（このうち、給付奨学金については、日本学生支援機構への申請が必要となります）。なお、「高等教育の修学支援新制度」と本奨学制度のいずれも採用候補となったとしても、併用することを認めておりません。この場合の手続については、入学手続時にご案内します。

### 【本学における「高等教育の修学支援新制度」支援内容】

支援区分	給付奨学金 (月額)		授業料 減免額 (年額)	年間支援額 (奨学金+授業料減免)		入学金減免額
	自宅通学	自宅外通学		自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	700,000円	1,159,600円	1,609,600円	200,000円
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	466,700円	773,900円	1,073,900円	133,400円
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	233,400円	387,000円	537,000円	66,700円

※入試前予約型奨学制度と比較して、より多い金額が支援されるため、いずれも採用候補となった場合は、「高等教育の修学支援新制度」を選択されることをおすすめしています。

※支援区分は、生計維持者の経済状況に基づき、毎年夏頃に見直しが行われるため、その結果、支援区分が変更（支援停止を含む）になる場合があります。

※入学金の減免は、新生のみ対象です（入学年の4月から減免を受ける者のみ）。

## 13 入学後に提出する書類について

（共通事項）各種証明書類はマイナンバーの記載がないものを提出してください。

### ① 父母両方の「令和5年度所得（課税）証明書」（コピー不可）

★令和4年（2022年1月1日～2022年12月31日）分収入・所得の記載があるもの

- ・ 市区町村役場で発行したものを提出してください。所得証明書の名称は、各地方自治体によって異なります。
- ・ 所得・収入の種類・内訳と金額、控除事項・金額（配偶者控除・扶養控除・扶養人数）等の事項が全て明記されている証明書を提出してください。（金額や控除項目の記載がない場合や“\*\*\*”で目隠しされている場合は受付できません）
- ・ 無収入の場合も収入・所得が「0円」と記載されたものが必要です。
- ・ 令和4（2022）年1月から本奨学制度申請日までに転職・退職・廃業等により収入が減少した場合は、所得証明書に加えて、「事情書（本学所定様式）」及び「申請時の収入が証明できる書類」を提出してください。事情書は、入学後、本学学務課に請求してください。無職となった場合は、所得証明書に加えて、「退職証明書」「離職票」「雇用保険受



給資格者証」「廃業証明書」のいずれかを提出してください。

- ・ ひとり親（母子・父子）家庭の方は、どちらか一方の所得証明書を提出してください。  
※別途、ひとり親家庭であることを証明する書類が必要です（③を参照）。
- ・ 父母がいない場合は、父母に代わって家計を支えている方の証明書を提出してください。

② 自宅外通学であることを証明する書類【該当者のみ】（住民票はコピー不可）

- ・ 申請書において自宅外通学を選択した方は、次の書類を提出してください。

【例】

- ・ 「家計支持者の住民票（原本）」と「申請者本人の住民票（原本）」
- ・ 「家計支持者の住民票（原本）」と「申請者本人の住所が確認できる公共料金の請求書等（コピー可）」

③ ひとり親家庭であることを証明する書類【該当者のみ】（コピー不可）

- ・ ひとり親（母子・父子）家庭の方は、以下の要領に沿って必要な書類を提出してください。
  - 所得証明書の「寡婦・寡夫」「特別寡婦」欄に\*印や控除金額が記載されている場合  
⇒ 提出不要です
  - 上記の記載がない場合  
⇒ 「ひとり親家族等医療費受給資格証」「福祉医療費受給資格証」「児童扶養手当の支給証明書」のいずれかの書類を提出してください。いずれもない場合は、戸籍謄本を提出してください。

④ 兄弟姉妹の在学証明書【該当者のみ】（コピー不可）

- ・ 申請書の兄弟姉妹欄に、令和6年4月1日現在、高等教育機関に就学中もしくは入学予定の兄弟姉妹（申請者本人を除く）の人数を記載した場合は、その方の在学証明書を提出してください。

---

【問合せ先】熊本保健科学大学 入試・広報課

TEL 096-275-2215

見本

# 令和5年度 所得証明書

市町村により、所得証明書の様式は異なります。

住所			
氏名		生年月日	

給与所得者の方はこの欄の金額を確認してください

令和4年分所得金額 (円)		所得控除金額 (円)	
合計	XXXXXX円	合計	XXXX円
所得の内訳		所得控除の内訳	
給与所得	XXXXXX円	雑損	
(給与収入)	XXXXXX円	社会保険料	
(公的年金等収入額)	XXXXXX円	小規模企業共済等掛金	
雑所得	XXXXXX円	地震保険料	
不動産所得	XXXXXX円	寡婦(寡夫)	XXXX円
株式等譲渡所得	XXXXXX円	勤労学生	XXXX円
*以下余白*		一般	XXXX円
		老人	XXXX円
		特別控除	XXXX円
		扶養	一般 XXXX円 老人 XXXX円 特定 XXXX円
		障害者	本人 普障 XXXX円 特障 XXXX円 扶養 普障 XXXX円 特障 XXXX円 (同居特障加算分) XXXX円
		基礎	XXXX円

給与所得と給与所得以外の所得の両方がある方は、給与収入と所得金額(給与所得を除く)を合計してください

給与所得者以外の方は所得金額(給与所得を除く)を合計してください

課税標準額 (円)	
課税所得合計	XXXX円
*以下余白*	

市県民税額 (円)			
年税額		XXXX円	
税源移譲前	市民税額	均等割額	XXXX円
		所得割額	XXXX円
税源移譲後	県民税額	均等割額	XXXX円
		所得割額	XXXX円

所得・収入の種類・内訳と金額、控除事項・金額(配偶者控除・扶養控除・扶養人数)等の事項が全て明記されている証明書を用意してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日  
▲▲市長

△△ ● 公印